

# 人吉市立西瀬小学校PTA規約

## 第1章 名称

第1条 本会は人吉市立西瀬小学校PTAと称し、事務局を同校内におきます。

## 第2章 目的

第2条 本会は児童を正しく明るく育てていくために、会員の教養を高め、家庭と学校の連絡を緊密にし、協力して児童の健全な成長を図ります。

## 第3章 会員

第3条 本会の会員は保護者、教職員及び本会の目的に賛同する者です。

## 第4章 会員の権利義務

第4条 本会の会員には下の権利と義務があります。

- (1) 会員はすべて規定の会費を納めますが、その負担は平等です。
- (2) 会員は会の目的を達成するために、総会において自由に発言し議決する権利があります。但し、故意に会費を納入しない者は総会における議決権を有しません。
- (3) 会員は総会で決した如何なることも忠実に履行する義務があります。

## 第5章 役員と選出

第5条 本会に次の役員をおきます。

- [会長] 1名 [副会長] 2名 (内1名地区委員長を兼任)
- [書記] 2名 (保護者1名、学校職員1名)
- [会計] 2名 (保護者1名、学校職員1名) [専門委員長] 6名
- [監事] 2名 [学年委員長] 1名

第6条 役員の選出については、役員選出規程を設け、これを別に定めます。

## 第6章 役員の任務

第7条 役員の任務は次のとおりとします。

- (1) 会長は会務を総理し本会を代表します。又、運営上必要な会合を招集します。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をします。
- (3) 書記は、本会の一切の事務を処理し、総会及び役員会等の議事録を作成します。
- (4) 会計は、本会の会計事務にあたります。
- (5) 監事は、会計を監査し、総会にその結果を報告します。なお、必要に応じ役員会等において意見を述べることができます。

## 第7章 役員の任期

第8条 役員の任期は1ヶ年とします。但し再任は妨げません。

第9条 役員に欠員が生じ、補充が必要であると役員会で議決されたときは、役員会によりこれを補充しま

す。補充された役員の任期は前任者の残任期間とします。

## 第8章 総会

第10条 総会は年1回5月上旬までに開きますが、必要に応じて臨時に開くことができます。

2 次の事項は総会の議決を必要とします。

- (1) 予算の決定
- (2) 決算の承認
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員の承認

第11条 総会は会員の2分の1の出席によって成立します。但し、委任状をもって出席とみなします。

第12条 総会の議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決します。

2 総会の議長はその都度選出します。

## 第9章 役員会

第13条 本会に役員会を設けます。

2 役員会は、会長・副会長・書記・会計・専門委員長・学年委員長・地区委員長の各役員及び学校長、教頭をもって構成し、主として、本会運営の企画予算案の作成で決定された事項の処理にあたります。

第14条 役員会は、構成員の3分の2の出席によって成立し、議事は全員一致を原則とします。

## 第10章 学年委員会、地区委員会及び専門委員会

第15条 本会に学年委員会及び地区委員会を設けます。

2 学年委員会は、各学年の学年長、副学年長をもって構成し、学年PTAの運営ならびに学年相互の連絡協調を図ります。なお、各学年の副学年長は、各学年から選出された専門委員のうち、2名が兼任するものとします。

3 地区委員会は、副会長兼地区委員長と各地区により選出された委員をもって構成し、補導委員を兼務し、主として児童の生活指導ならびに学校との連絡等にあたります。

第16条 本会に専門委員会を設けます。

2 専門委員会は、広報・保健体育・家庭教育・交通・父親の各委員会とします。

3 広報委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、主として文化広報活動を推進します。

4 保健体育委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、主として保健体育等の事業を推進します。

5 家庭教育委員会は、各学年から2名選出された委員をもって構成し、情操教育の推進、学校給食への示唆検討など児童の心身の発達と学校教育に対する理解をより一層深める活動を推進します。ただし、各学年の構成人員は、学年の実情に合わせて変動する場合があります。

6 交通委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、校区交通安全協会との緊密な連絡のもとに、主として児童の登下校指導ならびに交通安全活動を推進します。

7 父親委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、主として学校環境の整備美化を推進します。

第 17 条 委員の任期は1ヶ年とします。但し、再任を妨げません。また、欠員ができたとき、その都度補充された委員の任期は前任者の残任期間とします。

#### 第 11 章 表彰・慶弔

第 18 条 本会に表彰・慶弔規程を設け、これを別に定めます。

#### 第 12 章 特別委員会

第 19 条 本会は必要に応じ、役員会の議決によって特別委員会を設けることができます。

2 特別委員会は、その付託された事項の経過ならびに結果を総会に報告した後解散します。

#### 第 13 章 会 計

第 20 条 本会の経費は、会費・事業収入・寄付金をもってこれに充てます。

第 21 条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わります。

#### 第 14 章 雑 則

第 22 条 この規約に定めるもののほか、本会運営に必要な規程は役員会において定め、総会にて報告します。

##### 附 則

本規約は、平成7年4月28日から施行します。

##### 附 則

本規約は、平成9年4月25日から施行します。

##### 附 則

本規約は、平成11年4月30日から施行します。

##### 附 則

本規約は、平成12年4月21日から施行します。

##### 附 則

本規約は、平成14年12月1日から施行します。

##### 附 則

本規約は、平成21年4月18日から施行します。

##### 附 則

本規約は、平成27年4月18日から施行します。

##### 附 則

本規約は、平成30年4月21日から施行します。

##### 附 則

本規約は、平成31年4月20日から施行します。